

指定小型船舶特定係留施設
使用者募集要領
【柳津プレジャーボートスポット】



広島県
平成29年3月

柳津プレジャーボートスポット使用者募集要領

次の要領により柳津プレジャーボートスポットの使用者を募集します。
使用を希望される方は、次の内容を十分にお読みいただき、指定管理者へ申請書を提出してください。

1 施設の名称

柳津プレジャーボートスポット（柳津 PBS）

2 施設の場所

福山市柳津町市場沖（慶応浜）地先〔尾道糸崎港松永港区〕

3 施設の概要

収容隻数

51隻

※ 施設の内容は、浮棧橋、ブイ及び駐車場（係留施設隣接地に施設利用者用駐車場あり）等です。修理・清掃施設、給水・給電施設及びフェンス扉等はありません。

4 利用料金

月額 13,370円（消費税及び地方消費税を含む。）

注）利用料金は、半年分ずつ前納でお支払いいただきます。

支払い月は、3月と9月です。

なお、利用料金は月額です。月の中途からの使用の場合でも一月分の利用料金となります。

5 指定管理者

福山地域ボートパーク運営共同企業体

申請書提出（問い合わせ）先等

（1） 申請書提出（問い合わせ）先 ボートパーク福山現地事務所
（TEL 084-959-3302）

（2） 申請（問い合わせ）受付時間 8時から17時まで

（3） 休業日 火曜日（祝日の場合は直後の平日が休業日となります）
12月29日～1月3日

※ 係留設備は365日、24時間ご利用可能です。

6 対象船舶

- (1) 有効な船舶検査証書を有している小型船舶
- (2) 船舶の大きさ（原則）
 - ① 長さ 全長が**9.3m**以下（全長とは、係留時における船舶の最先端から最後端までの長さで、すべての艀装品を含めた長さです。）
 - ② 幅 実測幅**2.8m**以下（実測幅とは、船舶の最大幅部分を測定した数値です。）

7 使用資格者

- (1) 尾道糸崎港区及び福山港区に係留している小型船舶所有者とします。
- (2) 尾道糸崎港松永港区（柳津P B S）に係留を予定している小型船舶の所有者とします。

なお、広島県暴力団排除条例（平成22年条例第37号）及び広島県港湾施設管理条例（昭和28年条例第36号）に基づき、所有者等（個人の場合は所有者、共同所有の場合は全ての所有者、法人の場合はその法人及び全ての役員とする。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員に該当する場合は、使用許可しません。

また、使用許可をした後に、所有者等が暴力団又は暴力団員に該当することが判明した場合は、その使用許可を取り消します。

8 申請方法

次の必要書類を揃えて、申請書提出（問い合わせ）先に持参してください。

- (1) 指定小型船舶特定係留施設使用許可申請書（以下、「許可申請書」という。）
- (2) 誓約書
- (3) 船舶検査証書の写し
- (4) 所有者以外の権限に基づき使用している場合は、その使用に係る所有者の承諾書
- (5) その他必要な添付書類

法人申請	① 法人の登記簿謄本の写し ② 役員全員の住民票の写し （3か月以内に交付されたもの）
個人申請	申請者の住民票の写し（3か月以内に交付されたもの）

共同所有者	① 共同所有者一覧 ② 共同所有者全員の住民票の写し（3か月以内に交付されたもの）
申請者と船舶所有者が異なる場合	申請者と船舶所有者の住民票の写し（3か月以内に交付されたもの）

※御提出いただいた住民票等は、申請者が暴力団又は暴力団員に該当するかどうかを審査するためのものであり、この審査以外の目的には使用しません。

注1) 共同所有船舶については、代表者1名による申込みとなりますが、共同所有者一覧と共同所有者全員の住民票の写しを提出してください。

注2) 身体に障害のある方等が施設を使用する場合には、所定の要件を満たせば、利用料金が減免になります。詳しくは、申請書提出（問い合わせ）先までご相談ください。

9 申請に関する留意事項

- (1) 申請の際に提出された許可申請書等の内容を確認し、審査の上、指定管理者が使用許可を行います。
- (2) 申請内容を確認するために、使用許可する前に、現地（柳津 PBS）において、事前に船舶の長さ及び幅を実測しますので、御協力をお願いします。
また、申請前であっても、希望される方は、事前に現地（柳津 PBS）において船舶の長さ及び幅等を実測しますので、申請書提出（問い合わせ）先へご連絡ください。
- (3) 許可申請書等申請書類への虚偽の記載など不正行為があった場合は、その申請は無効とし、また、使用許可を受けている場合は、その許可を取り消します。
- (4) 共同所有船舶代表者について、死亡した場合は新たな共同所有船舶代表者を定め、指定管理者に届出すること。

10 使用許可の更新

次年度以降の許可期間は、原則として4月から翌3月までの1年間とし、引き続き施設の使用を希望される場合は、同係留区画での更新に配慮します。

11 許可の条件

使用の許可にあたっては、次のような事項を遵守していただく必要があります。

これらの事項をお守りいただけない場合、使用の許可を取り消す場合があります。

- (1) 広島県港湾施設管理条例（昭和28年広島県条例第36号、以下「条例」という。）、及び広島県港湾施設管理規則（昭和28年広島県規則第74号、以下「規則」という。）及び指定小型船舶特定係留施設使用基準（平成28年広島県告示第296号）の規定を遵守すること。
- (2) 請求書により定める期限内に利用料金が振り込まれない場合は、この使用許可を取り消すことがある。

指定管理者は、使用許可が取り消された船舶が、長期間に渡って施設内に留

まっている場合は、使用者名と船舶名を施設内で公表し、退去を促すことがあります。

- (3) 利用料金を滞納している場合は、使用期間の更新許可をしない。
- (4) 利用料金が改定された場合は、使用許可中であっても改定後の利用料金を適用する。
- (5) この使用許可は、柳津プレジャーボートスポットの使用を許可するもので、船舶の管理、運行等に関する責務は全て使用者にあり、施設内での盗難、接触その他の事故について、県及び指定管理者は一切の責任を負わない。
- (6) 当該施設に新たな工作物を設置し、又は改造するなど管理上支障となる行為（浮船台の搬入、鉄管・ビニール管等による枠組・ブルーシートの設置等。ただし、周辺に悪影響を及ぼさないと県及び指定管理者が認めた船底シートを除く。）を行ってはならない。
- (7) 当該施設を使用するに当たっては、船体又は付属物の一部を栈橋にはみ出すこと、及び許可申請書に記載された全長以上にスパンカー等の付属物を張り出すなど、他の使用者に迷惑を及ぼす行為を行ってはならない。
- (8) 施設を使用するに当たり、施設に損傷又は損害を与えた場合は、原状に回復し、損失を補償しなければならない。
- (9) 使用者が、他の使用者の責に帰すべき事由又は災害等により損害を被った場合、県及び指定管理者は、その損害賠償責任を負わない。
- (10) 次の各号の一に該当する使用者に対して、施設の使用を禁止し、使用の許可を取り消し、又は船舶移動その他必要な措置を命ずることがある。
 - 一 偽り、その他不正な手段により許可を受けた者
 - 二 施設内において、施設の利用に著しく迷惑を及ぼす者
 - 三 栈橋の使用権を担保にし、又は他人に使用させた者
 - 四 条例第9条各号（第12号の日の出前、日没後の作業禁止を除く。）に掲げる禁止行為を行った者
- (11) 県及び指定管理者において工事及び施設の管理上、又は効率的な利用を図る必要が生じた場合には、船舶の入出港制限又は移動を命じることができるものとする。この場合使用者は、自らの費用負担により直ちに指定した場所に移動しなければならない。
- (12) 許可に係る施設の使用権は、あらかじめ、県の許可を受けた場合を除き、これを担保に供し、又は他人に譲渡し若しくは使用させることはできない。
- (13) 相続等により権利義務を承継した場合は、別に定める届出書を提出しなければならない。
- (14) 許可を受けた後に、共同所有者の一部を変更した場合、又は法人において役員の変更を行った場合は、速やかに別に定める届出書を提出しなければならない。
- (15) 船舶の所有者が暴力団又は暴力団員に該当しない場合であっても、他の者が暴力団又は暴力団員に該当することを知りながら使用させてはならない。

- (16) 船舶の変更については、「6 対象船舶」に定める規格の船舶とすること。
- (17) 許可内容に変更が生じる場合は、予め指定管理者に申請書を提出し、指定管理者の許可を受けること。
- (18) 施設や係留船舶の安全確保のため、県又は指定管理者の職員が、係留中の船舶に立ち入り、安全措置等を講じる場合がある。
- (19) 施設を使用しなくなったときは、速やかに施設返還届を提出すること。

位置図

